［(1)・(2)　略］

(3)　別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに、外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア　主たる出資者及び議決権の数

［様式略］

［（注１）～（注３）　略］

（注４）　法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

［（注６）　略］

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

［(ｱ)～(ｳ)　略］

(ｴ)　出資予定のものについてはその旨

イ　外国人等の占める議決権の数

［様式略］

［（注１）～（注３）　略］

（注４）　外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

(ｱ)　当該出資者に２以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(ｲ)　施行規則第６条の３の２第３項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する２以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

（注５）　当該外国人等が申請者に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

［(ｱ)　略］

(ｲ)　当該出資者に２以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

［（注６）・（注７）　略］

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

［様式略］

（注１）　議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

［ア　略］

［(1)・(2)　同左］

(3)　別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに外国人等の占める議決権（間接に占めるものを含む。）がある場合には、イの様式に記載すること。

ア　主たる出資者及び議決権の数

［様式同左］

［（注１）～（注３）　同左］

（注４）　法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

［（注６）　同左］

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

［(ｱ)～(ｳ)　同左］

(ｴ)　出資の予定のものについてはその旨

イ　外国人等の占める議決権の数

［様式同左］

［（注１）～（注３）　同左］

（注４）　［同左］

(ｱ)　当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

(ｲ)　施行規則第６条の３の２第３項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

（注５）　［同左］

［(ｱ)　同左］

(ｲ)　当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

［（注６）・（注７）　同左］

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

［様式同左］

（注１）　［同左］

［ア　同左］